

令和7年度山梨県公立小中学校における1人1台端末の  
導入業務企画提案実施要領

令和7年3月

山梨県GIGAスクール構想推進協議会

## 目次

1	趣旨	1
2	企画提案の概要	1
3	企画提案実施要領等	2
4	企画提案参加資格	2
5	企画提案参加資格の確認	3
6	企画提案参加資格確認結果の通知	3
7	質問及び回答	3
8	企画提案書の作成及び提出	4
9	審査	4
10	企画提案のヒアリング（二次審査）	5
11	覚書の締結	6
12	企画提案の無効	6
13	その他	6

## 1 趣旨

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想の推進が行われてきた。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。

一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどしていることから、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備も併せて進める。

本企画提案は、山梨県教育委員会及び県内全市町村（組合）教育委員会が参加する「山梨県GIGAスクール推進協議会（事務局 山梨県教育委員会義務教育課）」において山梨県公立小中学校における1人1台端末の導入業務の共同調達に係る契約相手候補者の選定を行うものであり、山梨県が県内市町村（組合）の代理で公告を行うものではない。

なお、共同調達に係る契約手続きは、当該公告に参加し、1人1台端末を導入する市町村（組合）（以下、「市町村」という。）が実務を行うこととし、本企画提案では1人1台端末の端末種ごとの契約相手候補とする最優秀提案者を選定する。

## 2 企画提案の概要

### （1）業務名

令和7年度山梨県公立小中学校における1人1台端末の導入業務

### （2）業務内容

- ・1人1台端末（指定又は提案されたアプリケーション等を含む）の納入
  - ※2端末種（Windows 端末・Chromebook 端末）
- ・周辺機器の納入
- ・初期設定等の付帯作業

それぞれの詳細については別添の詳細については、「令和7年度山梨県公立小中学校学習者用端末標準仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。（1人1台端末と周辺機器を含めて、以下「情報端末等」という。）

### （3）予算上限額

端末1台あたり55,000円（消費税を含む。）

オプションを除くすべての費用を含む。上記価格を超える場合も審査対象とするが、費用に関する評価点に影響する旨、留意すること。

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### （4）審査の方法

本企画提案は、提出された企画提案書の書類審査とヒアリングにより最優秀提案者を選定する。提案者が1者のみの場合でも、所定の審査の上決定するものとする。

採点は審査基準及び審査項目採点基準に基づいて行う。

### （5）契約

本企画提案は、共同調達に参加する各市町村及び県補助金の令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。(自治体によっては、令和6年度補正予算等の場合もある)。したがって、各議会において関係予算が可決されなかった場合は、当該市町村の契約は締結しないものとし、契約しない市町村があった場合でも、他の市町村に関しては、提案の条件での契約に応じるものとする。

また、各市町村の規程により議会承認を要する場合があります、各市町村議会において承認がされなかった場合は、当該市町村の契約は締結しないものとする。

なお、契約しなかった場合においても、提案者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む。)、提供した知見の対価等については一切保障しない。

### 3 企画提案書作成要領等の交付

#### (1) 交付期間

公告日の翌日から令和7年4月3日(木)まで

ただし、上記期間の山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

#### (2) 交付場所

(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館3階

(機関名) 山梨県教育委員会義務教育課

(電話番号) (055) 223-1765

#### (3) 事前連絡

企画提案書作成要領等の交付を希望する者は、事前に(2)の場所に連絡すること。  
また、電子データの交付を希望する場合はその旨を伝えること。

### 4 企画提案参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出期限において、山梨県及び市町村が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

(4) 企画提案書の提出期限において、山梨県及び市町村における競争入札参加資格者名簿(令和6・7年度)に登録されている者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

でないこと。

- (6) 全ての市町村との契約が可能であること。( (2) (3) 含め、市町村の指名停止措置及び指名停止の条件に該当していないこと。)
- (7) 過去3年間に本業務と同様業務の実績を複数有していること。
- (8) 事業者の本支店又は営業所などの営業拠点が山梨県内に1か所以上あること。

## 5 企画提案参加資格の確認

- (1) 企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書には次を添付して提出すること。
  - ア 会社概要等整理表(様式第2-1号)
  - イ 役員名簿(様式第2-2号)
  - ウ 誓約書(様式第3号)
  - エ 業務実績報告書(様式第4号)
  - オ 会社概要などを確認可能なパンフレット等
- (3) 提出期限  
公告の日から令和7年4月9日(水)午後5時まで(必着)  
なお、「山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)」に定める県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
- (4) 提出場所  
〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 防災新館3階  
山梨県教育委員会義務教育課  
電話番号(直通):(055)223-1765
- (5) 提出方法  
申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

## 6 企画提案参加資格確認結果の通知

- (1) 企画提案参加資格確認の結果は令和7年4月14日(月)から郵送により通知する。
- (2) 企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和7年4月18日(金)までに教育長宛の書面(様式自由)を4(4)の場所に郵送又は持参すること。  
理由は令和7年4月22日(火)までに書面にて回答する。

## 7 質問及び回答

- (1) 本企画提案実施要領、仕様書等に対して質問がある場合には、質問票(別紙様

式第6号)に日本語で記載し、電子メールにて次の宛先に送付すること。なお、電話による質問は受け付けない。

宛先：山梨県教育庁義務教育課

E-Mail：gimukyo@pref.yamanashi.lg.jp

件名：「R7小中学校1人1台端末導入業務に関する質問」

- (2) 受付期間は公告の日から令和7年4月4日(金)午後5時までとし、この期間を過ぎて到達した質問は受け付けない。
- (3) 質問に対する回答は随時行うものとし、令和7年4月8日(火)午後5時までに、全ての質問について企画提案書作成要領等の交付を希望した全員に電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領した旨をメールで返信すること。

## 8 企画提案書の作成及び提出

- (1) 企画提案書は「仕様書」を熟読の上「令和7年度山梨県公立小中学校における1人1台端末の導入業務企画提案書作成要領」に基づき、端末種ごとに書面で作成すること。
- (2) 企画提案書は別紙「令和7年度山梨県公立小中学校における1人1台端末の導入業務 企画提案書審査基準」の項目に沿って記載すること。また、独自の工夫や利用者にとって有益であると考えられる提案がある場合は、わかりやすく記載すること。文章を補完・補足するための図表を適宜用いるほか、専門用語を用いる場合には解説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう(誤認識・誤解しないよう)配慮すること。
- (3) 提出された企画提案書は、審査に用いるために複写することがあることから、複写した場合でも文字、図形、模様等が判読可能であること。また判読しやすいような文字の大きさであること等に留意して作成すること。
- (4) 企画提案書は公告日から令和7年4月18日(金)までの期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(4月18日(金)においては正午まで)に、様式第7号を附し、正本と副本9部を4(4)の場所に持参又は郵送で提出すること。なお、郵送で提出する場合には、必ず事前に電話連絡すること。持参又は郵送いずれの場合も、期限を過ぎて提出された書類は受け付けない。

## 9 審査

審査は、令和7年度山梨県公立小中学校における1人1台端末の導入業務審査委員会において、次のとおり行う。

### (1) 審査

- ・ 企画提案書の審査は、令和7年度山梨県公立学校における1人1台端末の導入業務委託に係る企画提案審査会(以下、「審査会」という。)が行う。

- ・ 書面審査により優秀提案者を決める一次審査と、ヒアリングにより最優秀提案者を決める二次審査を行う。
  - ・ 一次審査の結果、上位3社を優秀提案者とする。
  - ・ ただし、参加資格を有することを確認された参加申請者が1つの端末種につき3社以内の場合は一次審査を省略できるものとし、参加資格を有する全ての者を優秀提案者とする。(二次審査については、「9 企画提案のヒアリング」を参照。)
  - ・ 審査では、企画提案内容及び経費等について総合的に評価・審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決定する。
  - ・ 得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。
- (2) 審査結果
- ・ 一次審査の結果は令和7年4月22日(火)までに企画提案書の提出者全員に、また、二次審査の結果は令和7年5月7日(水)までに優秀提案者全員に文書にて通知する。なお、総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は優秀提案者又は最優秀提案者としないことがある。
  - ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
  - ・ 一次審査で優秀提案者、二次審査で最優秀提案者とされなかった者は、上記の通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることが出来る。

#### 10 企画提案のヒアリング (二次審査)

優秀提案者を対象として企画提案に係るヒアリングを次のとおり実施する。

##### (1) 日時

令和7年4月30日(水)を予定し、時間等の詳細は優秀提案者に対して別途連絡する。

##### (2) 場所

山梨県庁内(詳細は別途連絡する。)

##### (3) ヒアリング時間

25分(提案内容説明8分、質疑応答15分、準備・入退室を含む)

なお、2つの端末種に提案し、両者とも優秀提案者となった者については両端末種について一括してヒアリングするため、以下の通りとする。

35分(提案内容説明13分、質疑応答20分、準備・入退室を含む)

また、提案者による提案内容説明については、設定した時間が超過した時点で直ちに終了とする。

##### (4) その他

- ・ 企画提案の説明及び質疑への応答は、必ず本業務の責任者もしくは現場責任者(プロジェクトリーダー等)が行うこととし、会場への入室者は計3名以内とする。
- ・ 会場には投影設備(プロジェクター、モニター等)を用意する。

- ・ やむを得ない事情がある場合を除き、ヒアリングに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
- ・ ヒアリングにおける提案内容説明等は提案済みの企画提案書を用いて行うこと。追加資料等は受け付けず、企画提案書の内容以外は採点の対象としない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の事情により、オンラインにて審査を実施する場合がある。

#### 1 1 覚書の締結

- (1) 二次審査の結果、最優秀提案者となった者を優先交渉権者とし、市町村の情報端末等の契約相手候補として、提案内容について協議・調整の上、見積書徴収後、予定価格の範囲内である場合に覚書を締結する。
- (2) (1) の優先交渉権者との協議が整わず覚書締結が見込めないとき、又は優先交渉権者が覚書締結までの間に3の企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と覚書締結に向けた協議を行う。

#### 1 2 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者
- (2) 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して、提出された書面に虚偽の記載をした者
- (3) 1つの端末種につき2件以上の企画提案をした者

#### 1 3 その他

- (1) 企画提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (2) 申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する者は、企画提案不参加表明書(様式第8号)を企画提案書の提出期限までに4(4)の場所に提出すること。なお、企画提案書の提出の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の再提出、修正、追加又は撤回をすることはできない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 企画提案実施要領、仕様書等、本県が交付する資料については、本提案以外の目的で使用してはならない。また、仕様書(別紙を含む)については、複写及び第三者への開示・提供等を行ってはならない。
- (7) 契約締結後、企画提案書に記した予定担当者等を変更する場合は、変更前の担当者と同様以上の資格、業務従事経験等を有することを証明する書類を添付して、事前に契約者である市町村に届け出て、承認を得ること。